

埼玉県男女共同参画推進センター情報ライブラリー収集資料選定委員会設置要綱

令和2年6月16日所長決裁

(趣旨)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター情報ライブラリー（以下「情報ライブラリー」という）の適切な運営を図るとともに、情報ライブラリーで提供する資料の選定に関し、審議するため、埼玉県男女共同参画推進センター情報ライブラリー収集資料選定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報ライブラリーの情報提供機能の充実に必要な資料及び情報システム等関連環境を整備するとともに、その管理・運営を適切に行い、情報ライブラリー設置の目的が十分果たせるよう次に掲げる事項を審議する。

- 一 情報ライブラリーの管理・運営に係る基本方針に関する事項
- 二 情報ライブラリーで整備する資料の収集方針に関する事項
- 三 情報ライブラリーで保有する資料の処分に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職にある職員をもって組織する。

- 一 所長
- 二 事業コーディネータ
- 三 副所長
- 四 事業・相談担当部長、事業担当課長、相談担当課長、管理担当課長
- 五 管理担当の男女共同参画専門員(司書)

(委員会の会議)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理担当が所管する。